

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第249号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

道路の種類	路線名	区間
県道	岡谷停車場線	岡谷市本町一丁目3番地先から 岡谷市中央町一丁目4番地先まで

道路管理課

長野県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
駒ヶ根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
駒ヶ根都市計画道路事業 3・5・12号 中割経塚線
- 3 事業施行期間
平成25年4月1日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市・まちづくり課

長野県告示第251号

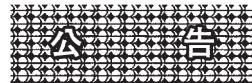
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成30年3月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
森山 喜好	佐久市田口2522	佐久市田口2522 行政書士森山喜好事務所

会計課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務
消防防災ヘリコプター運航業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県危機管理部消防課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社ジャネット
 - (2) 所在地 山梨県甲斐市宇津谷445番地の1
- 5 落札金額
26,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年1月15日

消防課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
平成30年3月22日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社ケイ・クリエート
長野市東和田934番地
宮坂克彦
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成30年4月5日から平成30年4月9日までの5日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ケイ・クリエートは、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、平成29年6月から同年12月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画特定用途制限地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び駒ヶ根市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年3月22日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 許可番号

平成29年10月23日 長野県佐久建設事務所指令29佐建第62-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市岩村田字池畠329-2、332-1、332-6、333

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市岩村田3369-18

K'sオフィス 代表 黒澤周一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年3月22日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成30年2月26日 長野県松本建設事務所指令29松建第20-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大門字桔梗ヶ原868-3、1062-7、1062-10、1062-

12、1062-13、1062-14、1065-2、1065-4、1065-5の内、1065-10、1068-2、1070-4、1071-5、1065-4地先、1065-10地先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市島立872番地の2

大和ハウス工業株式会社松本支店 支配人 渡辺忠彦

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成30年3月22日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雜踏警備業務 (2級)	平成30年6月23日 (土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項 (3) 雜踏の整理に関する事項 (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 雜踏の整理に関する事項 (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(8) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(10) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

- イ 電話受付日
平成30年4月20日（金）
- ウ 受付時間
午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
- (2) 検定申請書の提出
検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成30年5月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。
- ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）
- イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）
- ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚
- エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状
- (3) 検定手数料
検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせさせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成30年3月22日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	平成30年7月1日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項。 (3) 車両等の誘導に関する事項。 (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 車両等の誘導に関する事項。 (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年5月10日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成30年6月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>) からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課